

飯塚市住宅ローン支援メニューのご案内

飯塚市では、嘉飯圏域定住自立圏（飯塚市・嘉麻市・桂川町）の移住・定住の取組みで福岡県信用組合と協定を締結し、移住・定住者の住宅ローンに対する支援を実施しています。

嘉飯圏域(飯塚市・嘉麻市・桂川町)限定 住宅ローン特別金利

年 0.1%金利優遇



お役に立ちます あなたの町で
福岡県信用組合

対象

■ けんしん住宅ローン（保証付き）を新規に利用され、以下の要件を満たすお客様が対象となります。

- 「給与」もしくは「年金」の振込指定、または「保険窓販契約」を福岡県信用組合にさせていただける方。
- 5大公共料金および税金のうち、2項目以上のお支払に伴う口座振替を福岡県信用組合にご指定いただける方。
（クレジットカードでお支払の方は、その決済口座をご指定いただける方。）
- 融資対象物件が嘉飯圏域（飯塚市・嘉麻市・桂川町）にあり、かつ福岡県信用組合の住宅ローンのみを利用して住宅を建築・購入される方。

内容

- 新規住宅ローンの基準金利を0.1%優遇いたします。
※実際のご融資金利は、お申込時点での金利ではなく、お借入時点での金利（年利率）が適用されます。

（注）金利や審査基準は変わることがあります。詳細は下記支店の窓口へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

福岡県信用組合 飯塚支店 TEL : 0948-22-4440

碓井支店 TEL : 0948-62-2500

飯塚市住宅取得補助事業のご案内

《飯塚市戸建て中古住宅取得補助金》

詳細はこちら



■補助金の額

購入費※の100分の10（千円未満切捨て） + 子ども加算 10万円×人数

※消費税を除きます。

- 「購入費の100分の10」の額が30万円を超えるときは「30万円」です。
- 申請日において、世帯員に満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者（申請者の2親等内の親族に限る）が含まれている場合は、1人につき10万円が加算されます。ただし、補助金の上限は購入費（消費税等を除く）までです。

■交付対象者の要件（主なもの）

- 自ら居住するために築10年を経過した戸建て中古住宅を購入し、その住宅に居住する方
- 取得するマイホームに5年を超えて定住する方

■補助対象となる住宅の要件

- 築10年を経過した戸建て中古住宅
- 購入契約後もしくは転居後1年を経過していない中古住宅

《飯塚市筑豊地域外からの移住者住宅取得奨励金》

詳細はこちら



■補助金の額

基本額 100万円 + 子ども加算 10万円×人数

- 申請日において、世帯員に満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者（申請者の2親等内の親族に限る。）が含まれている場合は、1人につき10万円が加算されます。
- 購入費（消費税を除く）が上限です。
※他の補助金等を併用する場合は、その補助金等の額を合算します。

■交付対象者の要件（主なもの）

- 令和2年4月1日以後住宅取得の契約をし、その住宅に居住する方
- 転入後3年以内に住宅を取得する契約をし、その住宅に居住する方（転入前の契約も対象になります）
- 転入前3年以上筑豊地域外に居住していた方
- 取得するマイホームに5年を超えて定住する方

■補助対象となる住宅の要件

- 住宅を取得した契約日が令和2年4月1日以後の住宅
- 新築住宅、中古住宅
- 取得後もしくは転居後1年を経過していない住宅

※各補助事業については、**その他条件がありますので、詳細は下記にお問い合わせください。**

お問い合わせ

飯塚市 都市建設部 建設政策課 住環境整備係
TEL：0948-22-5515・FAX：0948-22-6271

これは令和6年度作成の広告です。内容は、年度替わり等により変更となる場合がございますので、あらかじめご了承くださいませよう願いたします。